

■手数料(消費税を含む。) ※次表に係るものを除く。

区分	金額
実施計画を提出した年度の手数料	480,000 円
翌年度以降の手数料(研究終了まで毎年度発生)	240,000 円

■経過措置期間中(臨床研究法附則第 3 条第 1 項の規定が適用される特定臨床研究及び同条第 2 項の規定が適用される臨床研究に係る審査意見業務に係る実施計画を提出した年度)の手数料(消費税を含む。)

区 分	金額
研究開始から症例登録完了まで	200,000 円
症例登録完了から観察期間終了まで	150,000 円
観察期間終了からデータ固定まで	100,000 円
データ固定から研究終了(総括報告書を委員会が受理した時)まで	50,000 円